

29川教庶第1007号

平成29年12月28日

西 晴 樹 様

川崎市教育委員会事務局

教育次長 西 義 行

陳情について（回答）

平成29年9月7日付けで提出のありました陳情「川崎市内の特定の小学校に設置された、いわゆる『登下校メール配信システム』の運用に際して生じる電気代の取り扱いなどについて」につきまして、次のとおり回答いたします。

「児童通過の電子メールを配信するシステム」（以下「本件システム」と言います。）の導入の現状について、陳情書に記載されている小学校13校及び東急セキュリティに聴き取り調査した結果、本件システムは、PTAと事業者が任意に協定を締結し、校長の承諾のもとに、本件システムに係る設備が学校施設に設置されていること、当該設備は、トリガーコイルと呼ばれるものを学校の門の地中に埋設するほか、通信に必要な設備が設置されていること、また、本件システムの稼働に必要な電力については、学校施設において使用する電力を使用していることを確認いたしました。

これらの状況について、教育委員会事務局としては次のように認識しているところです。

- 設備を学校施設に設置することは、教育財産の使用にあたりますので、川崎市教育財産管理規則（昭和45年川崎市教育委員会規則第9号）に則った手続きが必要です。
- 川崎市教育財産管理規則第20条は、教育財産の使用許可を受けた者は、その使用に係る教育財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備を使用するときは、これに要する経費を負担しなければならない旨を規定していますので、本件においても、原則、使用者が電気料金を負担する必要があります。例えば、自動販売機を設置した場合などにあっては、市が支出した電気料金のうち、当該自動販売機に係る使用電力量（子メータを介して電力量を計測）に応じた電気料金を事業者の負担として、市が納付金として収入しています。
- 本件システムに係る事業者については、PTAが選定したものであって、本市とは契約関係にないものです。

教育委員会事務局といたしましては、PTAが本件システムの導入を希望する場合は、PTA活動を支援する立場から、川崎市教育財産規則に則った適正な手続きを行うことを前提として、本件システムの導入を妨げる理由はないものと考えています。

教育委員会事務局総務部庶務課 山田

電話 044-200-3258